

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

## 税のお知らせ

消費税及び地方消費税の  
確定申告について

町では、個人の農業所得者で、簡易課税制度を選択されている人を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告の受付を次のとおり実施します。

### ■受付期間

3月18日(月) から  
4月1日(月) まで

### ■受付時間

午前8時30分～午後5時  
(正午から午後1時までを除く。)

※最終日4月1日(月)の受付は、正午まで

### ■受付会場

役場1階税務住民課窓口

### ■お問い合わせ

税務住民課

税務・出納グループ

☎4-2511内線114

☆4-251103

## 税のお知らせ

町たばこ税(旧3級品の紙巻きたばこ)の税率引上げについて

### ■町たばこ税の概要

町たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が町内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。現在の税額は、たばこ1,000本につき5,692円(わかば、エコーなどの旧3級品については、特例税額が適用されています(現在、縮減・廃止の経過措置中)です。つまり、20本入り430円のたばこ1箱には113.84円の町たばこ税が含まれています。地方税法の一部改正に伴い、平成28年度から旧3級品の紙巻きたばこ(※)に係る特例税率が段階的に縮減・廃止され、平成31年10月からは「旧3級品以外」と同じ

### 町たばこ税(旧3級品)における税率改正の実施時期及び新税率

実施時期	税率(1,000本あたり)
現行(平成31年9月30日まで)	4,000円
平成31年10月1日～	5,692円

※旧3級品とは、次の6銘柄の紙巻きたばこをいいます。  
わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット

税率になります。また、国・道たばこ税の税率もそれぞれ段階的に改められます。

## 税のお知らせ

自動車税のお知らせ  
住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください

- 次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。
- ・住所が変わったとき(変更登録)
  - ・自動車を売買したとき(移転登録)
  - ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

平成31年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするために、3月中旬に手続きをお願いします。



■変更登録が間に合わないときは…

名寄道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

### ■お問い合わせ

名寄道税事務所自動車税部  
☎01654-214148  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/addresses/index.htm>

